

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（抜粋）

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(17) 名称：国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

内容：外国人農業支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 5 に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、京都府全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成 30 年 4 月を目途に実施】